

就職や結婚など、 ご家族に異動があったら 届出を

あなたの被扶養者となっているご家族が、就職したり、ある一定の収入を得ているなどの場合は被扶養者ではなくなります。「被扶養者異動届」に保険証を添え、事業所を通じて、5日以内に健保組合へ提出してください。

《こんなとき、被扶養者ではなくなります》

就職や結婚などで 他の制度に加入したとき

- 被扶養者が就職して、勤め先の健保組合等の被保険者になったとき
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になったとき



パートやアルバイトなどの 年収が基準額を超えたとき

- 被扶養者の年収が130万円※以上、または被保険者の収入の1/2以上のとき

※60歳以上または障害がある場合は、年収が180万円以上のとき（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）。



別居したとき

- 同居しなければ被扶養者にならない親族※が、別居したとき
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないとき

※被保険者の配偶者（内縁を含む）、子、孫、弟妹、父母などの直系尊属以外の3親等内の親族は、同居しなければ被扶養者として認定できません。



仕送り額が変わったとき

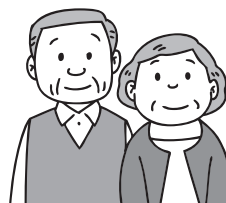
- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- 他の兄弟等からも仕送りがあり、被保険者からの仕送り額が、被扶養者の生計費の50%を超えていないとき



75歳になったとき

- 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。



亡くなったとき

- 被扶養者が亡くなったとき



◎そのほかにも必要な届出があります

こんなときは	いつまでに
保険証をなくしたとき	ただちに
家族を扶養から外すとき	5日以内に
保険証の氏名に変更があったとき	5日以内に
被保険者の資格を失ったとき	5日以内に

たとえ保険証を使わなくても
届出が必要です

被扶養者でなくなったにもかかわらず、手続きを忘れてしまっている方が少なくありません。こうした手続きもれば、健保組合が負担する医療費の増加だけでなく、高齢者医療制度に対し負担している納付金の増加にもつながります。

納付金の金額は、被扶養者を含めた加入者数に応じて決められるため、本来は資格のない被扶養者が名簿に載っていると、納付金とその分増加し、結果的には保険料率の上昇を招く一因となる恐れがあります。

不要な支出をなくし、みなさんから納めていただいた保険料を適正に使うために、忘れずに手続きしてください。

Q & A

Q 妻が半年前からパートで働き始めました。月々12万円ほどの収入がありますが、1年間の合計が130万円を超えなければ、今後も被扶養者のままでいられるのでしょうか？

A いいえ、認められません。年収は暦上の1年間の合計収入ではなく、月額に換算して判断します。月額に換算すると…

年収130万円 → 月額10万8,334円
(60歳以上または障害がある場合)
年収180万円 → 月額15万円

そのため、月額10万8,334円以上のパートやアルバイトなどを始めた場合は、被扶養者とは認められません。月により収入が変動する場合は、連続する3カ月の平均額で判断します。

※収入は手取り額ではなく、税金等を差し引く前の額面が基準となり、利子収入、賃貸収入、公的年金（障害年金、遺族年金を含む）、失業保険給付、出産手当金、傷病手当金なども含まれます。

ご注意ください

カード型保険証を紛失する方が増えています。保険証を入れた財布を落とし、盗まれたりしないよう、また、家の中などで失くさないよう、取扱いには十分ご注意ください。